

工事請負契約等における最低制限価格の算定式の見直しについて

公共工事・業務の更なる品質確保を目的として、2024年10月以降に入札公告を行う工事等を対象に、最低制限価格の算定式を見直します。

国の主な発注機関で構成する中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）が示す最低制限価格の算定式は、町田市を始め多くの自治体が採用していますが、2022（令和4）年に改定が行われたことから、町田市でもこの算定式（「令和4年モデル」という。以下同じ）を採用することとします。

1 改正内容

（1）工事請負契約

	変更後（令和4年モデル）	変更前
設定範囲	予定価格の <u>7.5</u> /10～ <u>9.2</u> /10	予定価格の 7/10～9/10
直接工事費	変更なし	×9.7/10
共通仮設費		×9/10
現場管理費		×9/10
一般管理費等	× <u>6.8</u> /10	×5.5/10

【例】〇〇建設工事の最低制限価格の算出方法

予定価格 10,000,000 円

直接工事費 5,000,000 円

共通仮設費 1,000,000 円

現場管理費 2,000,000 円

一般管理費等 2,000,000 円

予定価格以外の上記金額に、それぞれ所定の割合を乗じてその合計額を算出

直接工事費 5,000,000 円 × 0.97 = 4,850,000 円 ----- ①

共通仮設費 1,000,000 円 × 0.9 = 900,000 円 ----- ②

現場管理費 2,000,000 円 × 0.9 = 1,800,000 円 ----- ③

一般管理費等 2,000,000 円 × 0.68 = 1,360,000 円 ----- ④

① + ② + ③ + ④ = 8,910,000 円 ----- ⑤

⑤の金額を予定価格で除し、その割合⑥が

$7.5/10 \leq ⑥ \leq 9.2/10$ の場合は、⑤が最低制限価格となる。

もし、 $⑥ < 7.5/10$ の場合は、予定価格 × $7.5/10$ が最低制限価格

$⑥ > 9.2/10$ の場合は、予定価格 × $9.2/10$ が最低制限価格

（2）工事関連業務委託契約

①測量業務

	変更後（令和4年モデル）	変更前
設定範囲	予定価格の 6/10～ <u>8.2</u> /10	予定価格の 6/10～8/10
直接測量費	変更なし	×10/10
測量調査費		×10/10
諸経費		×4.8/10

②地質調査業務

	変更後（令和４年モデル）	変更前
設定範囲	予定価格の 2/3～8.5/10	
直接調査費	変更なし	×10/10
間接調査費		×9/10
解析等調査業務費		×8/10
諸経費	× <u>4.8</u> /10	×4.5/10

2 他自治体の状況（工事請負契約の設定範囲上限）

町田市以外の多摩２５市中、令和４年モデルを採用している自治体：１４市

東京都：9.3/10

相模原市：9.5/10

3 改正に伴う影響

新算定式採用により、最低制限価格率（最低制限価格/予定価格）は２０２３年度と比較して、工事請負契約で約１．８％、地質調査業務で約０．５％上昇する見込み。測量業務については影響なし（件数が少ないため）。

その結果、落札金額については、２０２３年度の契約案件に当てはめてみた場合、約４千万円程度増加する計算。

4 適用時期

２０２４年１０月１日以降に公告する案件から適用します。